

第2節 明治期の漁業

1. 明治初期の水産の勤業政策

1868年9月、年号は明治に改元され、1871(明4)年には廃藩置県により鹿児島県が置かれた。しかし、日本全体も、そして鹿児島県も、幕藩体制から近代国家に転身するための産みの苦しみが続いた。東京遷都・戊辰戦争の終結・佐賀の乱に始まり西南戦争に至る内戦等であり、特に西南戦争は鹿児島県に測り知れぬ人的・物的な損失を与えた。『鹿児島県史』の叙述に従えば、当県の人材と富財を消尽し去ったのである。

本県の近代化は西南戦争後から始まったといえるが、戦後の疲弊衰退は長く尾をひいた。

明治維新の成功は、つとに薩摩藩の財政力に裏打ちされたものであったが、それはまた、薩摩藩の財政を蕩尽するという結果を招来し、さらに、西南戦争が追い討ちをかけ、鹿児島の産業は衰退のどん底にあった。

このため、戦役後の差し迫っての産業振興は、士族階級を中心とした授産事業から始まった。1878(明11)年、内務省から勤業試験場名義で許可された織物授産場、翌1879年の鹿児島授産場も内容において勤業試験場の機能を持っていた。このほか1883(明16)年の県植物試験場、さらには糖業試験場、馬毛島の牧羊試験、間接には、都城製茶会社・大隅製糖社・馬毛島牧羊社等が設置されている。このように振興策は、農・牧・工に集中しており、水産に関するものは見当たらない。

さて、明治政府は殖産興業のため、各種の博覧会・共進会・品評会を開催し、また、多くの政府高官が積極的に、世界各国で開かれていた万国博覧会を視察した。明治新政府の下で日本から最初に出かけたのは、1873(明6)年のウィーンの万博で、この時には、漁網の編網機械と、人工孵化の知識がもたらされた。さらに1875(明8)年のフィラデルフィアの万博では人工孵化の実際を見、缶詰製造の伝習を受けて帰国している。さらに1878(明11)年のパリの大博覧会では、缶詰機械を購入した。缶詰は日清戦争の際に、陸軍が魚の缶詰を使うことにつながっていく。

パリ博の前年1877(明10)年、第1回内国勤業博覧会が、大久保利通を総裁として、東京上野で開催されたが、西南戦争の年に当たり、当然ながら鹿児島県は出品不可能であった。同14年の第2回内国勤業博覧会に際しては、県も参加に力を注ぎ、出品を奨励し、県関係は17名の入賞と、53名の褒状授与者を出したが、入賞者のなかには、森吉兵衛(かつお節出品)もいた。

また、1883(明16)年3月から6月にかけて、東京上野公園で開かれた日本国内では第1回の水産博覧会で、かつお節をはじめ塩ぶり・塩魚・すめ・乾たい・まぐろ節・乾あじ・乾さば・乾くるまえび・養鯉・サバ・貝殻製品・海綿・たいまい製品・ふのり等多くの出品があり、2等2,3等4,4等8,ほかに褒状16を数えた。この博覧会には、県勤業課出品(調整者3等属白野夏雲)の『鹿海魚譜』『漁撈説略』『板屋蚶録』『松魚殖道図』『漁業規定雑纂』『管内水産統計表』の6種が3等賞を受けた。白野夏雲の手になる『魚譜』は多大の感銘を人々に与えた。1979(昭54)年復刻されたが、現在にあっても多大の感銘を人々に与えている。

この博覧会には2万円の予算が計上され、また、天皇陛下側臨行のうで賞品授与式が行われ、各部門の1等賞は50円の賞金に銅牌であったという。出品数14,581点、参観者23万人で、水産博覧会というものは、当時の行政にとって一大行事であり、博覧会が水産の勤業政策の重要な柱であった。

2. 明治の漁業秩序

明治以前の漁場の利用秩序は、沿岸の定棲生物は生息する水面の属する漁村集落に与えられ、沖合

漁場は原則として入会の下に一定地域漁民が、特定の権利を有することになっていた。ただ前節の漁場の項で見たように、功績または縁故により、特定浦や個人に独占的な水面利用権を与えた場合もある。

ところが、1871（明4）年の廃藩置県によってそれまでの漁業秩序が崩壊し、維新政府が漁場制度の統一的再編に着手するのは1875（明8）年以降である。その間は、江戸時代を通じて行われてきた漁民間の事実関係すなわち旧慣を基調とし、当時、県の漁場運営は、別段の紛争もなかったようである。

1875年2月、太政官布告第23号をもって、税目1,553に及ぶ雑税が廃止された。これは、旧藩時代からの慣行で、各藩が独自に設けていた多種多様の雑税を統一するための措置で、漁業だけを対象にしたものではなかったが、課税目の不統一・課税額の軽重等を全国的に統一したのである。

雑税としての漁業税に該当するものとしては、

高結に関するもの

船役永 海役永 浦役永 船役高永 海高永 浦高永 海高 浦高 浜高 浦運上 海石高海
役 海商銭 浦年貢 等

高結とは無関係のもの

干魚運上 鮮魚運上 鯉釣溜運上 魚買付運上 鮮魚小売運上 魚商人役 釣船役 生魚商売
冥加 等

土地に属するもの

干魚地代 網干場役 網納屋場 船入場 網屋敷代 船引場 納屋場 網小屋場 等

が挙げられる。

この布告は、同年6月太政官達第105号により、営業取締上、雑税廃止により支障あるものは当分の間課税してもよろしいということである。ただそのことが各地方庁でまちまちになることを恐れ、大蔵省の認可を得たうえで課税されることに統制された。

これを受けて大山県令は、1876（明9）年10月、大隈大蔵卿に対し、本県独自の県税賦課の認可を願い出た。以下は漁業関係に関する収税申請の大意である。

「管内数カ所にある漁場のうち、宇治島・加世田浦・佐多の三カ所には旧藩時代から税を課し、その他の漁場は無税であった。これから先、雑税が廃止され、勝手に漁業を営むとなると、永年費やし、その漁場を開発し、漁業を盛んならしめた漁業秩序は崩れ、紛争も生ずるであろう。それは好ましいことではないので、課税対象としての漁場を定めたい。課税の具体的方法としては、漁場の良否、利益の大小等を考慮して4等級に区分する。宇治島は管内一等の好漁場であるから一等税を課し、他は実状に応じて等級を付す。漁場税額は一年につき、1等6円、2等3円、3等1円、4等50銭としたい。また魚納屋税を一率に一年6円としたい」と願い出て認可された。

ちなみに、1879（明12）年度の地方税徴収予算総額259,111円の中、漁業税500円の占める割合は、0.19%であり、予算に占める比重は軽い。（その他の科目は営業税16,723円、雑種税11,954円、地租割163,268円、戸数割66,666円）

雑税廃止の布告に続いて、1875年、海面官有宣言（明治8年12月9日太政官布告第195号）と、海面借区制（同年12月19日太政官達第215号）が示され、初めて漁業制度そのものについての、国としての態度が明確に打ち出された。

すなわち、「従来人民二於テ海面ヲ区画シ、捕魚採藻等ノ為、所用致候者モ有之候処、右八固ヨリ官有ニシテ、本年二月第二三号布告以後ハ、所用ノ権無之候条、従前ノ適所用致度者ハ、前文布告但

書二準シ、借用ノ儀其管轄庁へ可願出、此旨布告候事」(太政官布告第 195 号) というものであった。そして達第 215 号は、捕魚採藻のため海面所用出願の者へは、調査のうえ許可することとした。さらにその但書で、これまで当分の収税をしてきた分はその税額を借用料に引き直すといっていることから、従来の漁場占有利用権を消滅させ、新たに漁業生産のために官有の海面を貸与して、そこから借用料をとるといふ構想が示された。これがいわゆる海面官有宣言・海面借区制の輪郭である。このため、従前からの漁場占有使用者たちも改めて海面借区願を出すこととなった。

しかしながら、海面官有宣言・海面借区制の太政官布達が新しい漁場占有権の許可方針を明確にしていなかったため、無秩序に多くの漁場出願や漁場紛争を引き起こす結果を招いた。これらの布達によって、借区料を納め官の認可を受ければ誰でも漁業を営めることになったため、現に漁業を営んでいる者はもちろん、これから新たに漁業をしようとする者たちが競って海面借用を出願し、あるいは広範な海域にわたる漁場を企画出願するなどしたが、特に良好な漁場には借区出願が殺到し、漁場紛争が多発するようになった。

政府は、海面借区制の趣旨を貫徹することはかえって漁場秩序の混乱を助長する結果になると恐れ、翌 1876(明9)年7月、前年12月布達但書部分を取り消し、使用料は徴収しないこととした。以後は各地方において適宜府県税を賦課すること、また、漁業取り締りについてはなるべく従来の慣習に従うように明確化し、沿海府県に示達した。

次の史料は、加世田郷および南方郷内の漁場海面借区出願に関して、「出願者と現業者との間にいろいろの紛争が生じているので、早急に借区漁場の検査を実施するように」との県令に対する関係区長・戸長からの上申書である。

海面借区場御検査願

担当加世田郷・南方郷漁業場海面借区出願ノ者不甚少、追々及進達候処、進テ御検査ノ上、御指令可相成御達ノ旨領承致シ候、右八其向ノ御都合ヲ以テ、検査官倒派遣有之儀二付、聊可差急訳二無之候得共、該漁獵場ノ如キハ、従前地ヨリ妨擬スル等ノ慣習モ有之、甚キニ至テハ、漁業場ヲ奪ハン事ヲ謀リ、漁主肯ハサレハ裁判二訴ヘル等ノ妄言ヲ申触シ、漁主ヲ脅カス如キノ事アリテ愚昧ノ漁夫等或ハ愕キ且焦慮スルニ因リ、今ヤ束縛ノ御処分ナキ云々ノ事ヲ説明ストイヘトモ、元来至愚至昧ノ者ナレバ、汲受薄クシテ、旦暮營業安ンスルヲ得ス、故ラニ御検査迅速ナラン事ヲ我輩二就テ督催スルニ因リ、其向ノ御都合ヲ以テ、速ニ御検査相成度、此段上申候也。

明治十一年七月九日

第六大区加世田郷

副戸長 相徳八十右衛門

戸長 相徳善蔵

第六・第七・第拾九大区

副区長 面高成三

右同 阿多助左工門

区長 上原前兵衛

鹿児島県令 岩村通俊殿

これに対する県の指示は、「近々県内全般の調査を行うつもりであるから、漁業営業者はこれまで通り旧慣に従うこと」というものだった。

制度の改変が、旧慣のみでは律しえなかった事例をもう一つ、鹿籠浦・坊泊浦漁民の口ノ島・臥蛇島における紛議に即して挙げよう。

これは1876(明治9)年、鹿児島県令代理に進達された鹿籠浦を管轄する区長・正副戸長連署(南方正副戸長添書)になる「鹿籠諸浦人ヨリ口ノ島臥蛇島へ係ル件」と、両浦の漁民7名連名の「南方諸浦人鹿籠諸浦ヨリ口ノ島臥蛇島へ係ル嘆願書」より成る。

この進達文は「この度の太政官達は承知しました。ところで、当郷の鹿籠並びに坊泊浦の漁民達は、従来から口之島の前ノ瀬と、臥蛇島の小臥蛇で漁をしておりました。ところが今回両島の住民から、この海域での海区借用の願いが提出され、許可と相成りまして、両者の漁業境界がはっきり分かるようにとの御達示でありました。私どもとしましても、先方の許可海域には入り込んでの操業はとかく苦情も出るであろうから呉々も注意するように、両浦の漁民に注意しておりましたが、別紙嘆願のとおり止むを得ぬ実情もありますので、両浦の漁民総代からの嘆願書を添えて申達申し上げますので、然るべき御詮議を御願いします」との趣旨である。このように、海面借用の願が出されて、これが許可されると、そこに物権的な権利関係が生まれ、他を排するというような事になり、従来そこで漁業していたものとの間に紛議が生じた訳である。

次にこの嘆願書の趣旨であるが、

「我々浦方の者たちは漁業専業であり、田畑山林を所有するものもなく、とって近海で漁業できればよいのですが、近年は漁も少なく生活出来ません。それにひきかえ、口之島・臥蛇島の近海は豊漁場で、これをそのまま放置しておくことは遺憾なことです。なぜなら、島の人達だけで大漁し多大の生産を挙げることができればともかく、島の人口に必要なものだけで、他は放置されて居ります。それで私ども両浦の漁民にもこの漁場で獲らしていただきたいのです。

鹿籠浦の戸数1,200余戸、人口5,300余、坊泊浦の戸数370余戸、人口1,800人余で、その内八割が漁業専業でありますし、かつお船の数も鹿籠浦大小76隻、坊泊浦87隻もの多くを擁し、転業するにも転業のしようがないほどに、資本も土地もなく、また幼少時より漁業一本に生きてきた者ばかりです。それでこの豊漁場で漁獵することによって両浦漁民の活路を開きたいのであります。しかしながら、両島の借用海域外で漁獵をしても天候等の事情によって借区海内には入り込むこともありましようし、それを島民に咎められなどして不慮の事態に立ち至ることは計り難いことです。とって借区海内に入り込むことについては島民より苦情を申し込まれ、他方浦方漁民からはそれでは困ると苦情が出る始末です。それで借用海区内には入り込んで漁獵を許されますなら、海区の内外に拘らずその海域で漁獵する場合、海区内においてはカツオ100本について10本と、船の所持米のなかから年々三盃入の米50俵をその見返りとして納め、海区外においては一艘についてカツオ2本ぐらいの程度で納めてもらっているのがこれ迄の仕来りです。しかし、口之島・臥蛇島の場合はこのように特別の事情にありますので、これ迄の仕来り以上のカツオ・米を納めることになっても何等、異議は申しません。そのようにして頂けるならば、私ども両浦から出漁する数は多いですので、それだけ、島人にとっても手に入る魚は多く、何等苦情の出ることもないと思います。

けれども、たとえ、借区外で釣っても天候の具合によっては、借区内に入り込む場合もありましようし、また、反対に借区内で釣っても、風向きによっては、魚を納めるべく島に近寄らんとして遭難の恐れあれば、島に寄らないで、帰浦することありましようし、それやこれやで物議を生じること計り難いことですので、漁労に応じた収獲魚だけでなく、年間一定量の米を渡すようにすれば、お互いに問題を起すこともなく、生活を営むことができると思います。

何卒、この苦衷をお汲み取りくださって、私ども数千人一同の懇願をお入れくださるように、お願いする次第です。」

このように、両島(口之島・臥蛇島)の海区借区願が聞き届けられたことに端を発して、これまで

この海域並びに周辺で漁労していた鹿籠・坊泊浦の漁民は、借区内での漁労から締め出され、死活に直結する大問題となったのである。

幸い、願いは十分に聞き届けられ、円満解決を見るに至った。

明治初年以来の漁業秩序は、幾度も触れた通り、藩政時代からの慣習を尊重しつつ、さらに個々断片的な命令規則に頼っていた。しかし、それは結局、漁民層を分解し小生産者を生むとともに、新規の漁法を営むものを出現させるなど、旧慣重視の取り締まりでは統治困難な事態となった。

そのため政府は、漁場占有利用関係の適正門閥な統轄、漁業調整の円滑を期すべく、1886（明19）年5月、農商務省令第7号により、漁業組合準則を公布した。

余談ながら、明治新政府に水産部局が建議されたのは1876（明9）年、内務卿大久保利通の時であり、翌年、勸農局設置。同年、水産係新設。1880（明13）年、課に昇格し、調整・漁撈・採藻・蕃殖の4係が置かれた。1881（明14）年、農商務省設置にともない、内務省勸農局が廃止され、その事務は農商務省に移転され、同省農務局の分課として水産課が設けられ内務省水産課時代の4係のほか、試製の5係となった。1885（明18）年、水産課が廃止され、水産局が新設された。初代局長は旧薩摩藩士奥青輔であった。奥は漁業組合準則が制定公布されて間もなく、農商務大臣谷干城に随行して欧州出張中、42歳の若さで客死した。

奥青輔・1846年生。安政年間（1854～59）中に藩主の近侍となる。1867（慶応3）年京都へ。以後鳥羽伏見の役から戊辰戦争で各地に転戦。戦後鹿児島に帰り、1874年再上京。内務省勸業局出仕、牧畜事務に携わる。1876年米国出張を命じられ、牧畜事業を視察。翌年帰国。1881年農商務省。1885年2月初めて同省内に水産局を置き、奥が初代局長に就任した。「明治新政府は、鋭意治安に意を尽くし、国富の培養を急務とし、農業・工業については次第に実績を挙げつつあるが、水産については、未だ落ち着いたままに今日に至っているから、専門の部局を設けるべきである」と企画した。

本県では1888（明21）年、鹿児島県漁業組合準則を定め、漁民の自治団体を組織させ、漁業秩序の維持管理の任に当たらせることとした。この準則によって各地に漁業組合が設立され、地元海面の漁業権の主体となり、漁民は組合員の資格でそれぞれの漁業権を行使できることとした。もちろん古来からの入会団体や漁業者仲間も組合加入の形で統一された。要するにこの組合準則は、漁業の操業規律を自主的に定めさせて、漁業は全て従来の慣行に基づくものであることを明確に規定するとともに、漁民は必ずその地区の漁業組合に加入することを強制した。

なお、農商務省令第7号による漁業組合準則が制定される2年前の1884（明17）年、農商務省は農、工、商に従事する者に対して同業組合を設立させ、営業上の弊害を矯正し、利益の増進を図る目的で一連の組合準則を発布した。

県も国の発布に呼応して1886（明19）年2月、同業組合準則を発した。この同業組合準則により設立された漁業関係の組合がどれほどあったかは定かではないが、例えば加世田郷鰯漁業組合や、坊泊鰹漁業組合等の重要な組合が、その年のうちに設立されている。

ただし、1886（明19）年の県同業組合準則と、1888（明21）年の県漁業組合準則の間には、前者によって設立された組合も、後者に基づいて改めて認可を受けるよう定められた。

この後者即ち漁業組合準則に基づいて設立された本県の組合数は56であり、これは北海道の110組合に次ぐ数字である。ちなみに1県の設立組合の平均数は14である。組合員数では7,076人と全国的には18位にランクされ、九州管内でも大分に次ぐ低い数字である。組合が多く、組合員が少ないのだから、当然1組合の組合員平均数が少ない。全国546組合の平均組合員数789人弱に対し、本県は126人強に過ぎない。組合員100名以下の組合が56組合中41（73.2%）、200名以下に拡大すると49組合（87.5%）である。

漁業組合準則の制定によって、設立された組合と、漁業および漁業者との関係を規律する法規の必要が生じ、1888（明21）年、県漁業規則が制定された。漁業の秩序は、これらの法規と、各地に設立された漁業組合の規約に基づいて維持される建前になっていたが、現実には思わぬ弊害も生じた。つまり、漁業組合が漁場を区画したことで独占漁場と誤解し、ほかからの入会・入漁を拒んだり、加入金や漁獲の割前を徴収するとか、いろいろな規定を設けるなど、勝手な割列がみられるようになったのである。

当時の漁業紛争は、単に県内組合（町村）間の、いわゆる地先漁場の争いだけでなく、新しい漁法の漁業と旧漁業との紛争、さらには県境における漁場にも多く発生するようになった。そこで県は1898（明31）年11月漁業取締規則を制定して、これらの紛争に対処することとした。そして漁業者の相互親和により水産資源の繁殖保護と、業務の改良発達を図るため、組合地区を11力所に限定し、従来の割拠主義の表現たる組合の乱立を防止した。11の地方漁業組合名は以下のとおり。

- 第 1 区 東隅漁業組合 曾於郡東志布志村宮崎県界ヨリ肝属郡内之浦村同郡佐多村界二至ル
- 第 2 区 西隅漁業組合 肝属郡佐多村同郡内之浦村界ヨリ同郡牛根村始良郡福山村界二至ル
- 第 3 区 錦江漁業組合 始良郡福山村肝属郡牛根村界ヨリ揖宿郡今和泉村同郡指宿村界二至ル
- 第 4 区 海門漁業組合 揖宿郡指宿村同郡今和泉村界ヨリ同郡穎娃村川辺郡知覧村界二至ル
- 第 5 区 南薩漁業組合 川辺郡一円
- 第 6 区 画薩漁業組合 日置郡一円
- 第 7 区 北薩漁業組合 薩摩郡（甌島ヲ除ク）及出水郡一円
- 第 8 区 甌島漁業組合 薩摩郡甌島一円
- 第 9 区 種子島漁業組合 熊毛郡種子島一円
- 第 10 区 屋久島漁業組合 熊毛郡屋久島及口之永良部島一円
- 第 11 区 未定 大島郡未定

政府はその後も漁業の統一法典としての漁業法の成立を急いだ。1893（明26）年、貴族院で漁業法案が上程されたが、法案は衆議院の解散で不成立に終わった。次いで1899（明32）年、第1次政府案が議院に提出され、貴族院は修正可決したが、衆議院で否決された。1900（明33）年、政府の第2次漁業法案が議院に提出された。貴族院では再び修正可決されたが、衆議院では審議未了になった。そして1901（明34）年2月、政府の第3次漁業法案が提出され、これが一部修正のうえ成立して明治旧漁業法となり、同年4月法律第34号として公布、1902（明35）年7月から施行された。

この旧漁業法は、漁業権を法定して私有権としての内容の明確化を図ることに主眼が置かれたが、それとともに、「磯は根付、沖は入会」という旧藩以来の漁撈慣行に法的秩序を与えたものであった。そして公有水面での漁業規律という建前から、漁業権の内容になる免許漁業と、漁業権の対象とならない自由漁業を区別した。

漁業権の種類は次のようなものであった。

- 1. 定置漁業権 2. 区画漁業権 3. 特別漁業権 4. 専用漁業権（1. 地先水面専用漁業権
2. 慣行専用漁業権）

これらの漁業権は、行政官庁の免許によって発生するものとされた。そのうち定置・区画・特別の漁業は府県知事に、専用漁業権は主務大臣の管轄とした。

この漁業法では、一般漁民が慣習的に利用している地先水面（総有的漁場）は、そのまま地先水面専用漁業権として、漁民団体である漁業組合に共有の権利として与えられた。例外として、旧来から特別の事業のあるもの（個人・団体等によってできた漁場）については、慣行専用漁業権として個人

有（団体等有）を認め、総有と個人有の妥協がはかられた。その他の定置・区画・特別漁業といった個人有的色彩の強いものについては個人有を認め、さらに、古来からの入会権は入漁権として認められることとなった。

以上の漁業権のほかに自由漁業という枠を作り、一本釣・延縄漁業は全く干渉を受けず、自由に行えることとし、沖合で行う漁業は地方長官もしくは大臣の許可漁業とした。

その後、1910（明43）年に旧漁業法が全面改正、公布され、翌1911（明44）年施行された。通称「明治漁業法」と呼ばれている。改正漁業法の主要点は、およそ次のような点である。

- 1 漁業権を物権とみなし、土地に関する規定を準用したが、更に漁業権に対する抵当権の成立を認めた。
- 2 漁業組合の目的の範囲を拡大し、これまで漁業権の主体としてだけ認められていたものを、経済活動を行うことを認めた。
- 3 新しい漁船漁業（汽船トロール漁業・汽船捕鯨業・母船式漁業・機船底曳網漁業等）に対する法的な規制、即ち漁業取り締まりの強化を図った。

この明治漁業法は、1949（昭24）年の漁業制度改革で公布された漁業法の実施に至るまでの長期間、我が国の漁業を規制した。

鹿児島県の漁業取締法規については、1888（明21）年の漁業規則と、1898（明31）年の漁業取締規則がある（一部既述）が、漁業組合結成促進のための成規が多く、純然たる取り締まりの規定は一部に過ぎなかった。

そのほか、特定漁業種類に対する漁業規制として、1880（明13）年11月ふか漁業に対する操業規制があり、特定海域での漁業規律として、1890（明23）年1月大島郡沿海真珠貝採取取締規則、同年の大島郡潜水器使用捕貝規則があった。真珠の取締規則については、真珠貝の禁漁期間・稚貝の禁漁・附着石類の除去の禁止・産地の海底攪拌漁具の使用禁止等が条文化されている。後者については、特定海域の特殊漁法の規制になるわけである。前述の真珠貝採取取締規則について真珠貝のみならず、大島海域は貝類の好適な棲息地であって、マベ貝その他多く産するので、潜水器を使用しての貝類採取については、資源保護ならびに採取事業維持規則の趣旨にそって定められた。

1899（明32）年には遊楽・自由のための水産動植物の採捕取締があり、1900（明33）年には潜水器及銃砲使用漁業取締規則が定められた。

また別に1893（明26）年河川魚類保護規則、1899（明32）年淡水魚業取締規則が定められた。保護規則については、現在はその内容が不分明の由であると、『鹿児島県水産史』は書いている。後者については、1898（明31）年の「漁業取締規則」に、内水面漁業について何等触れられていなかったため、内水面について別個の規律体系で臨んだものである。この規則の立法趣旨は、一般の海面漁業と同様の漁業秩序の確立というよりは、淡水魚族の資源保護に集中された。

1901（明34）年の漁業法の制定により、1902（明35）年、県は漁業取締規則を制定し、旧来の諸規則を統一して広範かつ精密なものとした。さらに1910（明43）年の漁業法改正に伴ない、県でも翌年10月、漁業取締規則を改正した。

以上、漁業取締法規について述べたが、以下漁業奨励の規則についても略述する。

明治政府の水産政策の主眼は、漁業制度の整備と水産振興であった。

1903（明36）年、大島郡鯉漁業奨励規則を定め、同郡内生産組合の鯉漁船新造に補助することとし、また1905（明38）年、大島郡柔魚（いか）漁業奨励規則を定めた。

大島郡は温熱帯に産する種々の魚族に恵まれているにもかかわらず、藩政時代の砂糖生産の犠牲と

なり、農業の合間に沿岸で一本釣りや小規模の網漁業が行われるにすぎなかった。真に漁業らしい漁業が始まったのは明治も後期のことであるが、奄美の水産業については、他の章で記述されるので、ここでは略する。

国は、1897（明30）年、遠洋漁業奨励法を公布した。本法制定の目的の一つに、当時ほとんど沿岸漁業に限られていた漁業生産全体のゆき詰まりを打開することもあった。

遠洋漁業奨励金を受けられる漁猟の種類と場所は、勅令で規定された。漁猟の種類も場所も広範であるので、鹿児島県に関係あると思われるものを列挙する。漁猟の種類は、フカ漁業・マグロ漁業・カツオ漁業・サバ漁業・ブリ漁業・イカ漁業であり、漁猟の場所は東シナ海・台湾海峡・黄海・朝鮮海峡・日本海・太平洋となっている。

これにより国庫補助の途が開かれ、九州・中国・四国の業者が連合して組合を設立、福岡に本部を置いて朝鮮近海漁業に従事する者に保護を加えることになった。鹿児島県の遠海（朝鮮沿海）漁業従事者は1900（明33）年4月の調査によれば、9人乗65隻、8人乗19隻であった。遠洋漁業組合は同年5月組織され、前記連合会に参加し、船体の改良・漁業紛争の解決・為替の便益を図り、場合によっては領事の保護をも受ける途を開いた。県でも1905（明38）年3月遠洋漁業奨励規則を定めたが、規則で遠洋漁業とは朝鮮沿岸（元山・木浦・釜山方面）を指し、他はこれを準用するにとどまった。これとともに、同月韓国沿岸移住奨励規則をもって、朝鮮海水産組合漁業根拠地移住者、漁船・漁具に対する補助金交付をすることとした。

1907（明40）年1月、先の遠洋漁業奨励規則を改正し、奨励金の下付は出漁組合（5隻をもって1組合組織）の出願を優先したほか、1910（明43）年2月、韓海漁業奨励規則により、新たに手操網・流網・揚操網・敷網の各漁業、漁獲物処理運搬にたいし、1年限りの奨励金を交付することとした。また努めて韓海漁業者の利益擁護のため出漁組合の設置を奨励し、また県費を補助して、朝鮮釜山方面に出漁根拠地を設けた。そして韓海漁業奨励規則は、その後1912（明45）年4月、遠洋漁業奨励規則と改め、その遠洋漁業の海面範囲も沿海州・朝鮮沿海・黄海及びシナ海（台湾沿海を含む）を指すものとなった。

『鹿児島県水産史』に朝鮮新聞社「鮮南発展史」から転載の1912（明45）年2月時点の鹿児島県朝鮮海出漁団体調が記載されているので、団体名のみを列挙する。

中出水韓海出漁組合 下出水〃 阿久根〃 羽島浦〃 本浦〃 串木野水産信用組合〃 東加世田〃 西加世田〃 知覧村〃 穎娃村〃 指宿村〃 鹿児島県韓海出漁組合連合会

1902（明35）年度の各府県の予算決定額に「朝鮮海通漁組合補助」を計上した府県は、鹿児島県を含めた関西・中国・四国・九州の10府県であった。

遠洋漁業奨励については、水産局は汽船による沖合遠洋漁業の発達を意図していた。しかし、当時の漁業経営の実情に鑑みると、経済的にも、技術的にもいきなり大型化することは無理であり、何よりも小型船に向けた石油発動機による動力化が必要であった。漁船への実用化の経緯については、この項の目的ではないので略するが、1905（明38）年、中部幾次郎が、我が国最初の石油発動機付鮮魚運搬船を建造した。翌1906年には、静岡県水産試験場の試験船「富士丸」が、石油発動機によるかつお釣漁業操業試験に成功した。

鹿児島県の発動機船第1号は、1908（明41）年7月に進水した坊泊鯉漁株式会社の西洋型「舞鶴丸」であった。同船は本県第1号というばかりでなく、民間の本格的機関船という意味では、全国でも第1号であった。

当時動力化には1万円（30ト）という多額が必要であり、それをまかなうためには、経営基盤を強

化せねばならぬということで、会社設立の一因となった。当時の無動力船は、幅12.5尺、長さ50尺のもので535円でできたという。

「舞鶴丸」の概略仕様（船名は坊港の別名舞鶴港にちなむ）

船の規模 35ト、35馬力 船体 スクーナ型 進水 1908（明41） ・7・28

造船所 三重県大湊・大橋造船所 設計指導 農商務省技師春日信一，工学博士寺野精一

建造費 13,000円（船8,000円，機械5,000円，うち補助金7,000円）

以上のとおりで、静岡県試験船「富士丸」（25ト、25馬力）、茨城県試験船「筑波丸」（28ト、16馬力）に比べても大型である。

しかし、「舞鶴丸」は不幸の連続であったという。以下、『坊津町郷土誌』から引用する。

「当時の最新鋭であった舞鶴丸は不運を背負っていた。回船の途中、プロペラが折れて出漁がおくれたし、何より機関が精巧すぎて、当時の技術に適しなかった。輸入機械が精巧すぎたのは、いずれの県試験船の場合も同じで先駆者の苦難というべきであろう。

そして、1909（明42）年9月には、ユニオン式25馬力2台にとりかえ、後に1台に減らしたが成績をあげえず、1916（大5）年には売却されるにいたった。」

同船は、その後、南洋の密輸船・運搬船等転々としてマニラで沈んだとも記述している（沈没年の記載はない）

坊泊鯉漁株式会社は、1909（明42）年「舞鶴丸」について和船型発動機船4隻（いずれも25馬力）を建造し、好成績を挙げた。続いて野間池の「笠沙丸」（県補助船）、枕崎鯉漁株式会社の「日英丸」2隻（郡補助船）等の和船型発動機船が続々と建造、または改造され、1911～12（明44～大元）年になると従来の帆船はほとんど姿を消す形になった。

最後に水産試験場について述べる。各府県の明治30年代（1897～1906）における水産奨励事業費は、その大半が水産試験場および講習所費の設立に対するものであった。1894（明27）年の愛知県水産試験場を皮切りに、明治30年代前半相次いで設立された。鹿児島県水産試験場は1903（明36）年、初めて県庁内に設置され、1905（明38）年5月には川辺郡西加世田村片浦に移転した。しかし1911（明44）年11月には再び県庁に戻った。

3．漁業生産について

1）漁獲生産

明治維新以降の近代化、資本主義の台頭による社会の発展につれて、都市の人口増、経済の発展が漁業の需要増加となり、生産を刺激して、漁業白体の活気が出てくる契機となった。

このような傾向のなかで、本県の漁業も展開していった。ただ、本県の場合、関東・関西の大消費地から遠いというハンディは今も昔も変わらない。海運については、既に幕末に蒸汽船が運航してはいたが、目的地までに多くの所要時間を要していた。陸路については、高速かつ多量の物資を運ぶ鉄道が1909（明42）年11月八代 - 鹿児島全線が開通して、東京 - 鹿児島の鉄道輸送が可能になった。

本格的な鮮魚輸送は、海上の冷蔵輸送が1905（明38）年の朝鮮 - 下関間、陸上の冷蔵貨車建造は1908（明41）年という。

1903（明36）年3月に印刷された鹿児島県内務部職員の調査書『鹿児島県水産調査報告』によると、各府県漁獲物価格表で、1898（明31）年以降4年間の平均生産額は、北海道を除く46府県中10位の133万円（1位は千葉県329万円）、海岸線1里（4km）当たりの漁獲物価格は28位の3千円で、1位の富山県の3万円の10分の1に過ぎない。

明治末期（明治40～45年の平均）の漁獲高は、カツオ・マイワシ・ブリ・アジ・サバ・トビウオ・タイ・マグロ・カマス・セグロイワシ・フカの順位で総計255万円であった。このほかボラ・クロダイ・サワラ・シイラ・サンマ・ヒラメ・カレイ等も相当量を占め、淡水魚ではウナギが第1で、アユ・コイなどがこれに続いている。貝類は漁獲高1万6千円余で、主なものはアワビ・トリガイ・カキ・ハマグリなどである。その他珊瑚・イカ・エビ・タコ・イセエビ・ナマコ・クジラが合計36万6千円を上げている。藻類は、4万5千円余りであった。

同上調査報告によると、1901～'02（明34～35）年の調査時点で、年1万円以上の所得を得ている各種漁業の推定所得は291万7,423円に上っている。そのうち5万円以上に上る漁業種類を次に掲げる。

漁業種類	船（人・網）数	1艘（1人・1張）の所得（円）	総額（円）
ブリ大敷網	20カ所	3,000	60,000
マグロ大敷網	75カ所	2,200	165,000
八田網	190張	1,500	285,000
トビウオ網	237張	800	189,600
四艘張網	103張	350	36,050
棒受網	326張	225	73,350
地曳網	397張	298	118,306
手繰網	50張	200	10,000
サンゴ網	70艘	285	19,950
イタヤ貝笠網	600艘	37.50	22,500
キビナゴ刺網	213艘	155	33,015
イワシ刺網	70艘	400	28,000
ブリ掛網	130張	150	19,500
撒餌ブリ釣	95艘	4,000	380,000
カツオ釣	290艘	2,800	812,000
サバ釣	1,249艘	130	162,370
アジ釣	853艘	73	62,269
マグロ釣	150艘	80	12,000
タイ・コダイ手釣	320艘	233	74,560
ハガツオ釣幌曳	286艘	30	
竿釣	44艘	164	15,796
イカ釣	1,349艘	120	161,880
ブリ延縄	278艘	133	36,974
アキタロ延縄（流網も含む）	128艘	241.30	30,886.40
フカ延縄	90艘	318	28,620
タイ延縄	387艘	62	23,994
コダイ延縄	327艘	160	52,320
ニベ延縄	45艘	250	11,250
アワビ（トコブシも合算）捕	3,165人	5.25	16,616.25
フノリ採	25,800人	0.53	13,674.40
合計			3,148,475.65

主要な漁業種について概略を述べてみたい。

（1）ぶり漁業

『明治16年水産博覧会審査報告統計』によると、1883（明16）年当時のブリ主要漁業地における漁獲金額は次のとおりである。

地名	京都	長崎・佐賀	新潟	石川・富山	島根	大分	宮崎・鹿児島
（千円）	7	90	未詳	122	112	40	128

また、1891(明24)年の漁獲高は380万貫で、主要漁業地の漁獲高は次のとおり。(水産事項特別調査)

地名	新潟	富山	石川	島根	山口	高知	大分	宮崎	鹿児島	長崎
(千貫)	229	699	203	123	106	73	184	110	699	374

この2種類の表から、鹿児島県のぶり漁業が全国のトップクラスに位置していたことがわかる。

原多計志は『鹿児島県水産史』に1903(明36)年の新聞からの引用として、「本県のブリ漁法には大凡6種の別あり。1.撒餌釣 2.大敷網 3.掛網 4.刺網 5.延縄 6.幌曳の各漁法なり。撒餌釣は川辺郡を最盛の地とし指宿薩摩の2郡之に次ぐ。大敷網及び掛網は川辺薩摩肝付の各郡の沿海に盛んに行なわれ指宿熊毛の2郡の沿海之に次ぐ。刺網は肝付郡佐多及び内之浦沿海を主とし延縄及幌曳は殆ど日置郡の独特漁業と云ふて不可なし。」と紹介している。

また山口和雄は『日本漁業史』のなかで、「鹿児島県県治概要」と「高橋新太郎：鹿児島県撒餌鰯漁法」から夫々次の一節を引用している。

「撒餌釣或はブリ飼付漁業は一名カブシといわれ、明治10年前後に川辺郡知覧村の漁夫によって創始され、その後川辺郡を中心に発達した。」(県治概要)

「この漁業は1~致力所の浦の組合参加の下に、漁船十数艘を以て経営された。秋の土用後約1週間を経てから餌撒船が毎日ぶり漁場に来て、餌イワシを撒布し、次第に撒餌の量を増加してブリの飼付けを行う。6,7週間を経ると魚群は益々増加するので、組合の全漁船十数艘に漁夫各十人前後が乗込み、漁場で餌を撒きながら釣る。」(撒餌鰯漁法)

当初は川辺郡でも川尻、塩屋浦が特に盛んで、塩屋浦では1漁期5,60万尾の漁獲をあげたこともあった。その後中心地は枕崎・坊浦・加世田郷の諸浦に移り、1887(明20)年には枕崎の飼付漁獲高51万尾、加世田郷21万尾に達した。そして、この漁業は薩摩における最も重要な漁業になった。鹿児島県は当時全国で1,2を争う重要なぶり漁業地だったので、飼付釣漁業発達の意義は大であったと言わなくてはならない。

なお、この時期には肝属郡内之浦でぶり大敷網漁業が開始された。元来この地では、江戸時代から一種の地曳網をもってブリを漁獲してきたが、1885(明18)年、従来の曳網に芋網の底をつけ、かつしび大敷網の漁網をそれにとりつけるようになった。これが内之浦湾におけるぶり大敷網漁業の始まりで、これによりこの地方ではブリも主として大敷網で漁獲するようになった。

1892(明25)年、宮崎県の日高亀市・栄三郎父子によりぶり大敷網が考案され、明治末までに日高式大敷網は全国に伝わり、旧来の藁台網と建刺網に代わって最重要なぶり漁業となった。日高父子は、1910(明43)年、さらにぶり大謀網を考案し、鹿児島県でも1918(大7)年、甕島弁慶漁場にこの新網を設置した。

主要漁業府県の漁獲高は次表のとおり。各漁業地とも概ね大敷網の開始された年より1両年が特に漁獲高急増している。ただ鹿児島県では、飼付釣漁業の豊凶が漁獲高を左右したようである。

農商務統計表による(千貫)

年次	順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位
明治28	府県名	鹿児島	宮崎	山口	長崎	新潟	富山
	数量	1,183	647	409	402	258	109
34	府県名	高知	島根	鹿児島	長崎	富山	宮崎
	数量	953	791	735	545	465	308
40	府県名	鹿児島	富山	石川	高知	長崎	山口
	数量	925	654	462	390	348	189
			京都				
			654				

(山口和雄『日本漁業史』所載の表から作成)

(2) いわし漁業

明治のいわし漁業は官庁統計の始まった1894(明27)年以降、生産増加の一途を辿った。同年は漁獲高475千貫・生産額665千円だったものが、1908(明41)年には漁獲高2,541千貫・生産額3,024千円となり、漁獲高では5.4倍、金額では4.6倍に伸長している。

この時期、日本全体としては、いわし漁が衰退傾向にあった。漁獲高は1891(明24)年6千万貫だったが、1901(明34)年には54百万貫、1904(明37)年には39百万貫と減少した。

当時の漁労手段は地曳網・八手網・船曳網で、後にいわし漁業の主体となる揚繰網・巾着網はまだ普及していなかった。

本県は地曳網、八田網、棒受網、刺網が漁具の主なものである。地曳網は沿岸各村で使用され、棒受網は川辺郡や甑島で、刺網は有明湾岸各村で盛んに使用された。八田網漁場は志布志・佐多から大根占に至る沖合や市来・串木野・京泊・西方であった。

ともかく、全国の生産減少の時期に、本県の実績増加があったことは、その時代にいわし漁業のブームがあったと考えられる。しかし、このブームも、揚繰、巾着への高度化とはならなかった。鹿児島県のいわし漁業は依然として八田網の段階にとどまっていた。

(3) かつお漁業

明治以降のかつお漁業は、1907(明40)年以前とそれ以降とに分けられる。1908年は先に述べたように、民間動力漁船第1号が進水した年であり、動力船の使用が一般化して、遠洋かつお釣漁業が発達したときである。

主な生産県の1891(明24)、1896(明29)、1901(明34)、1907(明40)各年次の漁獲高を示す。

かつお漁獲高 (千貫)

西暦	鹿児島	宮崎	長崎	高知	徳島	和歌山	静岡	神奈川	千葉	茨城	福島	宮城	岩手
1891	716	265	572	766	140	368	1,103	384	2,230	1,683	1,553	569	224
1896	360	58	437	955	36	222	1,322	272	1,368	1,154	508	920	220
1901	422	255	137	1,585	212	222	934	61	1,296	1,181	486	1,050	885
1907	663	88	227	1,227	280	284	1,275	94	1,060	1,323	493	197	467

(備考)水産事項特別調査,農商務統計表による 山口和雄『日本漁業史』より転載

山口和雄によると江戸時代を通じて発達してきたかつお釣漁業は、明治に入ると衰退を始めた。衰退の原因は、永い間の濫獲、沿岸地帯の喧騒化、各種の妨害漁業の発達、稚魚類の濫獲に伴う飼料の不足等が挙げられる。高知県のように不振の原因の一つに沿岸樹林の濫伐を挙げるところもある(高知県水産諮問会)。このため、カツオも従来より遙か沖合を回遊するようになったが、多くの漁業地では漁船の改良、漁港の設備等がこれに伴わなかった。逆に漁船改良等の顕著だったところでは衰退せず、発達を続けている。

例えば本県の坊泊や枕崎の場合は、積極的に漁船の改良と新漁場の開拓に意を注いだ。しかし、このことについては、かつおまぐろ漁業の近代化の項に記述を譲る。

現在 枕崎とともに鹿児島県のかつお漁業の一翼を担う山川港の活躍は第二次大戦後のことである。藩政時代の山川は三つの浦があった。山川町浜・岡兒ケ水・浜兒ケ水の三浦であるが、山川は藩の重要な港津であり、漁業の中心はむしろ岡兒ケ水であった。同地でも1887(明20)年ごろ、5反帆船肩幅6尺、長8尋に15人ぐらい乗り込み、七島まで出漁するかつお漁船9隻が出現した。1894~'95(明27~28)年ごろには、南薩方面の先進地かつお船との対抗に耐えきれず5反帆船は沿岸漁撈用に後退し、七島出漁船には7反帆船肩幅1丈1尺の船4隻が登場するが、うち2隻44名が1905(明38)

年7月の「七島遭難」に遭遇，残存2船主も和船出漁の限界として休業に入った。

(4) さば釣漁とかじき延縄漁

本節2)の「明治の漁業秩序」の中で，串木野をはじめ多くの組合が朝鮮に出漁したことについて触れたが，これらの組合の出漁漁船の釣獲の主対象はサバであった。

そもそも串木野の朝鮮近海出漁が始まったのは1879(明12)年である。串木野漁場は，西南戦争当時，私学校側の軍用金補助のため「魚付林」を伐採した後遺症で，魚群が沖合に移動していた。一方漁業者は年々増加しており，漁民の生活は苦しさを増していた。このような漁村事情は，串木野に限らず県内各地で生じたと思われる。

たまたま天草に出漁中の串木野本浦の今村太平次は，対馬でサバが多く獲れると聞き，同業者らに，対州サバについて話した。そこで太平次と同業者8名は，1879(明12)年3月，9隻の船団で対州・釜山近海に出漁した。5丁櫓帆船9隻，人員総数63名で，サバ5,100尾，単価2銭8厘，計1,428円を水揚げし，出漁日数70余日には予想外の好成績を収めた。わずかに5～10トンの帆船で韓国近海まで出かけた遠洋航海の技術を見るべきである。

さらに1883(明16)年，串木野本浦の上竹庄兵衛は，韓国サバ漁に従事中，バショウカジキが多いことを知り，同郷の前潟長之助とともに，同年7月，対島近海に出漁した。道具は工夫のうえ，島平の坂口仲左衛門発明の延縄を使用した。串木野の延縄漁は生餌を使用することが特徴とされ，餌として釣ったサバを，生簀に泳がせ，延縄の作業にかかる時，釣針に死なないように掛けた。この技術は串木野特有のもので，他に真似のできないものであったという。

後年，串木野のマグロ延縄漁が本県の代表的な漁業の一つに数えられるようになるが，かじき延縄の技術が生かされてきたと思われる。

さば釣漁業は，初年度の1879(明12)年の出漁船9隻・漁獲高1,428円が，1887(明20)年40隻・5,880円，1897(明30)年74隻・13,615円，1907(明40)年100隻・45,000円と急成長。またかじき延縄漁業は初年度の1883(明16)年2隻・420円が，1887年12隻・3,600円，1897年60隻・25,056円，1907年70隻・17,500円という成績を残している。

2) 養殖

本県の養殖は，『県史』によると，1897(明30)年以降に発達した。最初は薩摩郡のウナギ・ボラ・コイ，熊毛郡のノリ養殖が中心で，1908(明41)年に養殖場数は87場を記録した。その後ほぼ50場に減少したという。1909(明42)年に県が養殖調査を実施し，1910～1911年水産試験場の薦めで隼人町浜の市でノリ養殖に着手。アユ・コイ・ボラ・スッポン・ウナギ・真珠貝の養殖試験も1912(明45)年から始められた。

3) 加工品

『鹿児島県水産調査報告』1903(明36)年刊による1901～1902年の現地調査結果に基づく約1年間の生産額の推定を次表に示す。

品名	価格(円)	品名	価格(円)	品名	価格(円)
かつお節	803,880	塩ぶり	388,101	乾とびうお	170,640
するめ	152,892	乾いわし	74,937	さば節	59,860
はがつお節	49,800	しび節	40,200	塩さば	29,328
塩いわし	27,110	干鰯(ほしか)	24,646	乾さば	19,552
貝柱	18,552	塩はがつお	17,600	その他	200,499
合計					2,077,597円

これをさらに外国（清国）県外・県内の出荷先別に大別すると

清国輸出額	するめ	152,892	}	計 195,544円
	貝柱	18,552		
	鱈ひれ	13,000		
	乾アワビ	11,100		
県外輸出額	節類	788,648	}	計1,451,756円
	塩蔵品	432,555		
	乾製品	217,476		
	雑製品	13,077		
県内消費額	節類	187,345	}	計 430,297円
	乾製品	120,934		
	塩蔵品	69,244		
	雑製品	52,774		

これからみても、江戸時代から土佐節・伊豆節と共に著名であった特産品のかつお節が時代は変わってもトップに位置し、高いシェアを占めている。かつお節製造教師雇聘費を計上し、静岡県から製造教師を招聘したことは既に述べたが、これらの教師は屋久島・枕崎・坊泊等に配した。

1899（明32）年2月には鯉節製造販売営業取締規則が發布され、設備、製品の検査等を定め業者の自覚を促し、1901（明34）年7月「鹿児島県鯉節同業組合」を組織した。

その後1910（明43）年5月、節類製造取締規則が定められ、上記同業組合が改組した「鹿児島県節類水産組合」と「大島郡水産組合」により、地区内の節類検査を励行させる規則とし、同時に行政監督上、県からも主任吏員を置いたが、さらに翌年3月、包装条件を精密にする等一部を改正した。

これらの取締規則の制定や、教師招聘事業等の背景には、「古来博せる名声に馴れ旧慣を墨守し暫時粗製乱造に流れ」（県節類水産組合明治45年発行『さつまぶし』）たこと、また年々漁場が遠隔化し、かつお節の製造加工の条件悪化などにより、本県かつお節の声価が失墜したことが考えられる。

このほか、甑島・種子島の乾鮓（明鮓）、各地の板屋貝柱・摺鮓は多く長崎を経て清国に輸出された。

素乾中で最も重要なものはするめで、当時製造されたものは、一番、二番、甲付するめの三種であった。このうち一番するめが最も多く、産地は阿久根・串木野・山川・川尻・伊座敷等。甲付するめは日置郡沿海の産出に止まり、その産額は多くはなかった。1893（明26）年には、するめ改良に対する補助が始まり、大分県から教師を雇聘して、阿久根・佐多・内之浦・上甑村に派遣し、1896（明29）年まで継続実施した。ふかひれはするめに次ぐ素乾製品として主に清国に送り、わかめは出水郡沿岸で2月から5月の間に採取された。

4. 参考文献

- 1) 農林水産省百年史編纂委員会（1979）：農林水産省百年史上巻（「農林水産省百年史」刊行会 昭和54年3月）。
- 2) 鹿児島県（1943・1967復刊）：鹿児島県史第4巻（鹿児島県 昭和18年3月 昭和42年3月近藤書店復刊）。
- 3) 原口虎雄ほか（1968）：鹿児島県水産史（鹿児島県 昭和43年3月）。
- 4) 昇曙夢（1968）：大奄美史（奄美社 昭和43年5月再版）。
- 5) 笠沙町郷土誌編纂委員会（1993）：笠沙町郷土誌下巻（笠沙町 平成5年1月）。
- 6) 坊津町郷土誌編纂委員会（1972）：坊津町郷土誌下巻（坊津町 昭和47年12月）。
- 7) 大植四郎編著（1971）：明治過去帳物故人名辞典（原著私家版 東京美術 昭和47年12月）。
- 8) 鹿児島県内務部（1903）：鹿児島県水産調査報告（鹿児島県内務部 明治36年3月）。
- 9) 山口和雄（1964）：日本漁業史（東京大学出版会 1964年3月第2版）。
- 10) 枕崎市誌編纂委員会（1990）：枕崎市誌上巻（枕崎市 平成2年3月）。
- 11) 山川町（1958）：山川町郷土史（山川町 昭和33年3月）。

（内藤 康文）